

# 新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

様

令和 年 月 日

あなたは、新型コロナウイルス感染症と診断されましたので、下記のとおり療養をお願いします。なお、あなたは、発生届の対象外です。

注意)この通知書は再発行しません

医療機関名

あなたは、**届出対象ではないため、保健所から連絡はありません。**各自で療養をお願いいたします。(原則、自宅療養です)

## 療養期間

発症日を0日とし、**7日間経過、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、8日目から解除**となります。原則、外出は自粛してください。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	
有症状 (発症日)	療養期間 (7日間かつ症状軽快後24時間経)							療養解除	健康観察・感染予防策の徹底		
無症状 (検体採取日)	療養期間 (7日間経過)							療養解除			
	療養期間 (5日間)				抗原検査キット(陰)	療養解除	健康観察・感染予防策の徹底				

※症状が軽快しない場合は、療養期間が長くなります。  
※詳しくはホームページでご確認ください。



- ※ 症状軽快から24時間経過した方や無症状の方は、感染対策を徹底し、公共交通機関を使用しない、生活必要品の買い出しなど必要最小限・短時間の外出は可能です。
- ※ 無症状の方は、5日目に抗原検査キットで陰性を確認した場合、6日目療養解除が可能です。

## 療養中の健康管理

療養中は、検温など自身による健康状態の確認をお願いいたします。  
**体調に不安のある場合や、症状が悪化した場合には、相談できます。**

- ※ 症状緩和等のため、薬の処方等医療の必要な方は、診断された医療機関か、かかりつけ医にご相談ください。

### 陽性者登録・フォローアップセンター

☀ 日中(9時～17時45分) ☎ 076-225-1906

🌙 夜間(17時45分～9時) ☎ 0800-080-7301

※夜間は、療養支援の申し込みや療養期間などの問合せはできません

◆ 体調が急変し、**命に関わる容体の場合は、救急要請**をしてください。

※救急要請する際には新型コロナウイルス感染症患者であることをお伝えください

<緊急性の高い症状の例>

- 表情・外見: 顔色が明らかに悪い、唇が紫になっている、いつもと違う・様子がおかしい
- 息苦しさ等: 息が荒い、急に息苦しくなった、少し動くと息が上がる、胸の痛みがある、横になれない・座らないと息ができない、肩で息をしている、ゼーゼーしている
- 意識障害等: ぼんやりしている(反応が弱い)、もうろうとしている(返事がない)
- 脈が飛ぶ、脈のリズムが乱れる感じがする



## 陽性者登録・フォローアップセンターへの登録

※ホームページから  
ご登録ください。

療養中の支援をご希望の方は、電子申請システムでご登録ください。  
登録時に、必要な支援を申請できます。

URL:<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/followupcenter.html>

スマートフォンやパソコン等を使用できない方: ☎ 076-225-1906



### <支援内容>

- ・パルスオキシメーターの貸出 ※15歳以上の方
- ・食料等支援 ※症状があり、一人暮らし等食料の調達が難しい方
- ・ホテル療養 ※重症化リスクのあるご家族がおられる方が優先です。  
優先順位の高い方からご案内しますので、お断りする場合があります。
- ・同居家族への抗原検査キットの配付 ※家族1人1回分(申込は1世帯1回まで)

## 療養期間終了後の生活について

療養期間が終了しても、有症状者は発症日から10日目まで(無症状者は検体採取日から7日目まで)は、**他の方に感染させる恐れがあります**ので、下記の事項に留意してください。

- ・検温など自身による健康状態の確認を続けてください
- ・高齢者等のハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けるなど心がけてください
- ・マスクを着用するなど、感染予防行動の徹底をお願いします

## 濃厚接触者について

同居のご家族は、原則、濃厚接触者です。**最終接触日を0日として5日間(6日目解除)自宅待機**をお願いいたします。

自宅待機期間内は、必要最小限・短時間の買い物は可能ですが、不要不急の外出を自粛してください。

0日目 (最終接触日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
原則	自宅待機					解除	健康観察
期間短縮	自宅待機	抗原検査 キット(-)	解除	健康観察			

※詳しくはホームページ  
でご確認ください。



※ 2日目、3日目の抗原定性検査キットで陰性を確認した場合は、3日目の検査後に解除

## 各種証明書について

発生届の対象外の方々には、**療養証明書等の書類を発行できません**。

必要な場合は、この通知書や医療機関の領収書等既にお持ちの書類で代用できるものを、**提出先にご相談ください**。

※新たに証明書等を発行することはありません。